別表三の二付表二の記載要領第十号中「「住民税額（㉕又は㉗又は㉘）のいずれか多い金額）×（16.3％又は10.4％）㉙」」を「「住民税額（㉕又は㉗又は㉘）のいずれか多い金額）×10.4％㉙」」に改め、同号㈢を削り、同第十一号を次のように改める。

11　「調整個別帰属地方税額に係る控除額（（㉕又は㉛のいずれか多い金額）×10.4％）×20％㉜」の欄の記載に当たつては、令第155条の25第１号に規定する個別所得金額がない場合には、「又は㉛のいずれか多い金額」を消すこと。

別表三の二付表二の記載要領第十二号を削る。

別表三の二付表三の表中

外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 （別表八（二）「26」）＋（別表十七（三の四）「27の計」のうち帰せられる金額）	を	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 （別表八（二）「26」）＋（別表十七（三の七）「27の計」のうち帰せられる金額）	に、
連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額 （別表十七の二（三）付表一「10の計」）	を	連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額 （別表十七の二（二）付表一「８の計」）	に改める。
個別課税対象金額等 （別表十七（三）「35」）＋（別表十七（三の二）「22」）＋（別表十七（三の八）「28」）＋（別表十七（三の九）「９」）＋（別表十七（三の十）「11」）		個別課税対象金額等 （別表十七（三の二）「28」）＋（別表十七（三の三）「９」）＋（別表十七（三の四）「11」）	

別表四の表中

関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額 （別表十七（二の二）「24」若しくは「29」又は別表十七（二の五）「27」若しくは「32」）	を	対象純支払利子等の損金不算入額 （別表十七（二の二）「27」又は「32」）	に、
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 （別表六（五の二）「５の②」＋別表十七（三の十二）「１」）	を	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 （別表六（五の二）「５の②」＋別表十七（三の六）「１」）	に、
経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十三）「10」）	を	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十四）「10」）	に、
地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十三）「43の計」）		農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十四）「43の計」）	
際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資金積立額の損金算入額 （別表十二（十）「15」、別表十二（十一）「10」又は別表十二（十四）「12」）		関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十一）「15」、別表十二（十二）「10」又は別表十二（十五）「12」）	

農業
農用
関西国等準備

残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額を「残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額」に改め、同表の記載要領第七号を削る。